

▼年賀状はお早めに！

年賀状は12月24日（金）までにお出しください。

★新七尾市（旧七尾市・田鶴浜町・中島町・能登島町）の郵便番号は従来と同じく変わりません。

※お問い合わせ先

七尾郵便局総務課 ☎52-3244

▼年末年始ごみ収集および持ち込み受け入れについて

ごみの収集

家庭ゴミ収集カレンダーのとおり行います。年末年始の持ち込み

《燃えるごみ》ななかりサイクルセンター

12月30日（木）までは通常どおり

12月31日（金）9：00～12：00

1月3日（月）9：00～12：00

1月4日（火）から通常どおり

《埋立ごみ》中央埋立場

12月30日（木）までは通常どおり

12月31日（金）9：00～12：00

1月4日（火）から通常どおり

《びん・乾電池・蛍光管・鏡など》

南部ごみ資源化基地

12月29日（水）までは通常どおり

12月30日（木）9：00～12：00

1月4日（火）から通常どおり

※お問い合わせ先

ななかりサイクルセンター

☎68-3200

中央埋立場 ☎53-5321

南部ごみ資源化基地 ☎74-2241



▼七尾法律相談センター

相続、遺言、離婚、交通事故など身近な問題について金沢弁護士会所属の弁護士が相談をお受けします。

相談日時 毎週木曜日 13：30～16：00

★相談は完全予約制のため、事前に申し込みしてください。なお祝日は開催しません。

会場 パトリア5階フォーラム七尾

相談料 30分以内 1件 5,000円

★法律扶助の適用があれば無料になります。

※お申し込み・お問い合わせ先

金沢弁護士会事務局 ☎(076) 221-0242



▼暖房器具から火災を防ぐ！

寒さもいつそう厳しくなり、みなさんのご家庭でも石油ストーブやファンヒーターなどの暖房器具を必要とする季節となりました。

暖房器具からの出火を防ぐため、家族みんなで取り扱いには十分注意しましょう。

◇ストーブを使い始める前には点検を！

◇給油はストーブの火を消してから。

◇ストーブで洗濯物を乾かすのはやめましょう。

◇ストーブのまわりに燃えやすい物がないかの確認を！

▼最近の架空請求について

ハガキやメールなどにより、「電子通信料金未納分」などの名目での架空請求事案が後を絶たない状況です。このような相談に対して

★身に覚えのない請求は支払わない。

★ハガキやメールの内容は無視し、関わり合いを持たない。

★電話がかかった場合は、明確に拒否し以後は取り合わない。

★相手の連絡先には問い合わせしない。

★住所、氏名、勤務先などの個人情報絶対に教えない。

などを助言、指導し、相談者の不安解消や被害防止に努めています。

このような対応に対して、「関係のないものは無視」との対応を逆手に取り、簡易裁判所の「少額訴訟制度（60万円以下の金銭支払請求に限る）」を悪用して訴訟を起こし、相談者等が裁判所からの呼び出しについても無視を続けたところ、欠席裁判で敗訴したとする事例が発生しています。

この裁判所制度をさらに悪用し、あたかも地方裁判所から発出されたものと誤解させる「司法処分廷要請最終通達書」と題する封書が県民に郵送されています。このような文書が郵送されてきた場合は、お気軽にご相談ください。

※お問い合わせ先

七尾警察署 ☎53-4141

七尾消防署 ☎53-0584

※お問い合わせ先

七尾警察署 ☎53-4141

七尾消防署 ☎53-0584

※お問い合わせ先

七尾警察署 ☎53-4141